

福岡民医連奨学金規程

福岡県民主医療機関連合会(以下、福岡県民医連という)は、民医連綱領のもとで民医連医療に献身し、これを積極的に創造する医師の育成のためにこの奨学金規程を定める。

第一条〔目的〕

この奨学金は、民医連綱領の実現を生涯の事業として確信し、将来、福岡県民医連に参加することを決意する医学生の勉学の要望に応え、これを奨学生として経済的援助をおこなうことを目的とする。

第二条〔適用範囲〕

- (1)医科大学、大学医学部および同進学課程在籍者。
- (2)医師国家試験を受験する有資格者。

第三条〔奨学生の任務と義務〕

- (1)奨学生は、民医連綱領の主旨にもとづき誇りをもって医学・医療の勉学や社会科学の学習を身につけなくてはならない。
- (2)奨学生は、福岡県民医連が企画し主催する春期・夏期ゼミ、奨学生会議などに参加しなくてはならない。
- (3)奨学生は、本人又は保証人の氏名・住所など契約上重要な事項の変更や休学・停学・留年・卒業延期・退学など学業に関する事項の変更が生じた場合は、直ちに福岡県民医連事務局に届けなければならない。
- (4)貸与期間満了前であっても、奨学金規程の主旨および民医連綱領に著しく違反する言動がある場合は、福岡県民医連は直ちに契約を取り消すことができ、その場合は既貸与額を全額返済しなくてはならない。

第四条〔奨学生の身分〕

奨学生の身分は、医学生および医師になっても福岡県民医連に所属するものとする。ただし、奨学生が福岡県民医連内の法人または福岡県民医連外の全日本民医連傘下の連合会への所属および勤務を希望する場合は、本人の希望を尊重しつつ福岡県民医連理事会が希望法人、当該県連と協議して決定するものとする。

第五条〔申請の手続き〕

この規程により奨学金の貸与を受けようとする医学生、国試受験有資格者は、この規程を尊重し、福岡県民医連理事会に下記の書類を提出し許可を得なくてはならない。

- (1)奨学金規程適用許可申請書 1 通(保証人 2 名)
- (2)履歴書 1 通
- (3)在学証明書 1 通
- (4)決意書 1 通
- (5)基礎研修申込書(卒年次のみ)1 通
- (6)その他、福岡県民医連が必要と認めた書類

第六条〔決定通知・契約〕

- (1)前条の規程による申請を受理した福岡県民医連は理事会で審査し、決定後 1 週間以内に本人に文書で通知しなくてはならない。なお、奨学金の支給開始月は申請をおこなった月からとする。
- (2)福岡県民医連と申請者(保証人 2 名)は、理事会決定にもとづき別に定める「奨学金貸付契約書」(以下、契約書という)を締結する。保証人 2 名は、前条(1)の保証人と同一人物とする。
- (3)契約書で定めた奨学金の貸与期間や奨学金の額について変更が必要な場合は、改めて申請手続きを行う。申請の手続きは福岡県民医連理事会に第五条の(1)の書類を提出し許可を得なくてはならない。
- (4)本規程の改定などにより「契約書」の内容が変更になる場合は、申請者(保証人 2 名)の了解を得たうえで改めて「契約書」を締結する。
- (5)福岡県民医連は、契約を締結したのち申請者(保証人 2 名)に本規程が含まれた「契約書」を送付する。

第七条〔奨学金の貸与期間〕

- (1)第二条の(1)については、8 年間迄とする。
- (2)第二条の(2)については、2 年間迄とする。
- (3)前項の(1)と(2)を合わせて最長 8 年間とする。
- (4)前項の期間を越える場合は、福岡県民医連医師部で協議し理事会の承認を得ることとする。

第八条〔奨学金の貸与額〕

- (1) 第二条の(1)については、月額 10 万円を上限とし、貸与額については申請に基づくものとする。なお、奨学金貸与を受けない場合は第十二条に定める取り扱いとする。
- (2)第二条の(2)については、月額 15 万円とする。
- (3)入学金については、国立大学の入学金に準ずる。ただし、支給にあたっては 5 月までに申請をおこなったものに限る。
- (4)前項以外の貸与はこれを認めない。

第九条〔奨学金の返済免除〕

この規程により奨学金の貸与を受けた者は、福岡県民医連内の院所(法人)で2年以上勤務し、なおかつ次の(1)(2)(3)項の一つに該当するに至ったときは奨学金の返済を免除する。

- (1)第二条の(1)については、各教育施設を卒業し医師免許を取得した後、奨学金の貸与総額を 10 万円で除した期間、業務に従事したとき。
- (2)第二条の(2)については、貸与期間の 3 倍の期間業務に従事したとき。
- (3)前項の規定する業務期間中、業務上の理由により死亡、または業務に起因する心身の障

害のために業務を継続することができなかつたとき。

(4)上記(1)(2)の期間満了前に退職したときは、下記の計算式によって算出した金額を返済しなくてはならない。

<計算式> (小数点以下は切り捨て) 返済額=貸与総額-(勤務月数×10万円)

(5)福岡県民医連内院所での研修を含む初期研修プログラムにおいて、福岡県民医連外の医療機関で行なう研修期間は福岡県民医連内の法人で行った研修と同様とみなす。

(6)福岡県連内事業所を基幹型とする基本領域専門研修プログラムに係る勤務期間は、福岡県民医連内法人で行った研修と同様とみなす。

(7)2年以上勤務した後に、法人の出向規程などに基づき福岡県民医連外の医療機関で研修を行なう場合、第九条(1)項については医師免許取得から10年以内に期間満了しなければならない。

第十条〔奨学金の返済〕

奨学金の貸与を受けた者が、次の各項の一つに該当する場合には当該各項に規定する理由が生じた月に既貸与額を一括して全額返済しなくてはならない。但し、一括返済ができないときは、福岡県民医連理事会の承認を経て6ヶ月を期限として分割して返済することができる。

(1)各教育施設を卒業した年から3年を経過する年まで医師免許を取得しなかつたとき。

(2)医師免許を取得した後、福岡県民医連において2年以上業務に従事しなかつたとき。

第十一条(研修および勤務)

(1)奨学生は、医師免許を取得した後、福岡県民医連「基礎研修医制度規程」に沿って研修をすすめる。

(2)他科の研修については、本人の希望を尊重しつつ福岡県民医連医師部で協議し決定する。

第十二条(経済的援助を行わない奨学生の取り扱いについて)

(1)福岡県民医連としての経済的援助は行わないが、民医連綱領のもとで民医連医療に献身し、将来、福岡県民医連に参加することを決意した医学生に対して、本規程第三条及び第四条、第十一条を適用し奨学生と同様の取り扱いとする。

(2)申請手続きは、福岡県民医連理事会に下記の書類を提出し許可を得なくてはならない。

①履歴書 1通

②在学証明書 1通

③決意書 1通

④基礎研修申込(卒年時のみ) 1通

⑤その他、福岡県民医連が必要と認めた書類

(3)奨学金貸与対象期間中に、経済的援助を申請する場合は、奨学金規程適用許可申請書(保

証人 2 名) を提出し福岡県民医連理事会で確認を行う。確認後は本規程第六条の手続きを行う。

付則

- (1)この規程は福岡県民医連第 28 期第 14 回定例理事会で承認され、1989 年 6 月 24 日より発効。本規程の改廃は福岡県民医連理事会の決議を経ておこなわれる。
- (2)第九条(5)については 2011 年度初期研修プログラムから適用する。
- (3)この規程で疑義が生じた場合は、福岡県民医連医師部で協議し理事会で決定する。

一部改訂 1998 年 10 月 31 日 福岡県民医連第 32 期第 6 回定例理事会
一部改訂 2003 年 6 月 28 日 福岡県民医連第 35 期第 12 回定例理事会
一部改訂 2006 年 5 月 26 日 福岡県民医連第 36 期第 24 回定例理事会
一部改訂 2007 年 5 月 25 日 福岡県民医連第 37 期第 12 回定例理事会
一部改訂 2011 年 2 月 26 日 福岡県民医連第 39 期第 8 回定例理事会
一部改訂 2016 年 1 月 30 日 福岡県民医連第 41 期第 20 回定例理事会